

青森県報

第三百三十三号

令和三年
七月十二日
(月曜日)

目次

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………一

が
生活
習慣
課
策
課
…
一

○障害福祉サービス事業者の指定……………一

○家畜伝染病の発生……………四

○都市計画の変更……………五

○右 同……………五

公 告

○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第三条第六項の規定による公示……………五

(地
域
活
力
振
興
課
…
五

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………六

(事
務
局
…
六

正 誤

○令和三年七月五日定例第三百三十号雑報中……………七

(総
務
学
事
課
…
七

告 示

示

青森県告示第四百七十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		担 当 す る 診 療 科 名	指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地		
医 難病指定	渡邊 豊治	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	産婦人科	令和 三・六・三
医 難病指定	徳満 敬大	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	精神神経科	〃
医 難病指定	濱野 逸人	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	泌尿器科	〃
医 難病指定	李 秀載	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	消化器内科	〃
医 難病指定	片貝 武	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	脳神経外科	〃
医 難病指定	森田 隆弘	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	脳神経外科	三・六・三〇
医 難病指定	柿崎 雄介	かきざき糖病内科クリニック	青森市篠田二丁目二〇の一五	糖尿病内科	〃

青森県告示第四百七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
越前 崇	郎寺 井康 詞	亀田 邦彦		二部 悦也	葛西 智徳	吉谷 元	池田 保彦						
越前 医院	つがる 五ヶ野 病連 合北	十和田 市立 泌尿 器科	十和田 市立 中央 病院	岡三 沢診 療所	三戸 郡三 戸町 国民 健康 保険 三戸 中央 病院	国民 健康 保険 大間 病院	三戸 郡三 戸町 国民 健康 保険 三戸 中央 病院	青森 県立 中央 病院	つがる 五ヶ野 病連 合北	青森 市立 浪岡 病院	平内 町国民 健康 保険 中央 病院	青森 県立 中央 病院	青森 県立 中央 病院
一上 富田 二二 〇の 字	西津 軽郡 舞戸 ケ沢 大字 舞戸 〇の 字	五所 川原 市三 丁目 一三 の八	十和田 市西 十二 番町 一四 の八	三沢 市緑 町一 丁目 二五	三戸 郡三 戸町 三戸 沖大 字一	下北 郡大 間町 大字 大間 平	三戸 郡三 戸町 三戸 沖大 字一	青森 市東 海道 二 丁目 一	〇蒲 町大 字舞 戸一 〇六 の字	〇浪 岡字 平野 一八	東津 軽郡 平内 町大 字小 湊字 外ノ 一	青森 市東 海道 二 丁目 一	青森 市東 海道 二 丁目 一
内科 器内 科呼 吸器 科呼 吸器 科呼 吸器 科呼 吸器 科呼 吸器	循環 器科 呼吸 器科 腎臓 科呼 吸器 科呼 吸器	泌尿 器科	環内 科、 器内 科循	内科	内科	外科、 整形 科、 皮膚 科、 泌尿 器科	内科	部総 合診 療	内科	内科	小兒 科	小兒 科	小兒 科
平成 二七 ・四 ・一		三・五 ・一		三・四 ・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社 フジ レディ 吉祥 会	名 称	指定 障害 福祉 サービ ス事 業者	生活 介護	障害 福祉 サービ スの 種類	名 称	障害 福祉 サービ スを行 う事 業所	令和 三・七 ・一	指 定 年 月 日
弘前市 大字 百石 町四 七の 一	主 たる 事務 所 の 所 在 地		生活 介護		弘前市 大字 百石 町四 七の 一			

青森県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
武田 温	田中 佳人	吹田 淑子					
むつ 総合 病院	中泊 町国民 健康 保険 小泊 診療 所	独立 行政 法人 弘前 病院	つがる 五ヶ野 病連 合北	弘前 大学 附属 病院	つがる 五ヶ野 病連 合北	弘前 大学 附属 病院	弘前 大学 附属 病院
丁目 二の 八	北津 軽郡 中泊 町大 字小 泊字 朝間 一の 二五	弘前 市大 字富 野一 丁目	五所 川原 市三 丁目 一二 の三	弘前 市大 字本 町五 三	五所 川原 市三 丁目 一二 の三	弘前 市大 字本 町五 三	弘前 市大 字本 町五 三
整形 外科	科総 合診 療	科呼 吸器 内	呼吸 器科	眼科	眼科	眼科	眼科
令和 三・四 ・一		三・四 ・一		二六 ・四 ・一			

青森県告示第四百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発 生 日 月 年
ヨ―ネ病	牛	患者	三	上北郡七戸町	令 和 三 ・ 六 ・ 二 五

青森県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部建設課、藤崎町建設課、大鰐町建設課及び田舎館村建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域

都市計画区域の区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び弘前市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六ヶ所村政策推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第三条第六項の規定による公示

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元

年法律第六十四号) 第三条第一項の認定をしたので、同条第六項の規定により次のとおり公示する。

令和三年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定地域づくり事業協同組合の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

人材サポートなんぶ協同組合

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二

2 代表者の氏名

山本又一

二 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

人材サポートなんぶ協同組合

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二

三 地区

三戸郡南部町

四 事業

組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進

五 認定の有効期間の満了の日

令和十三年五月二十日

令和十三年五月二十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
日本弁護士政治連 盟青森県支部 (大沢 一實)	代 表 者	大沢 一實	中林 裕雄	令和 三・五・六
全日本不動産政治 連盟青森県本部 (高橋 克彦)	代 表 者	高橋 克彦	原 勝博	三・五・三

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
宮本一男後援会	記田 慶市	令和三・六・三

正 誤

令和3年7月12日 第333号	発行年月日 番号
雑報	区分
五	ページ
上	段
表中	行
東京都品川区五反田 6-9-19	誤
東京都品川区西五反田 6-9-19	正

総務学事課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円